

使用料・手数料等のあり方における市の方針(第二版)

(令和6年2月9日市長決裁)

令和2年9月25日付市長決裁により、「使用料・手数料のあり方における市の方針(※第一版)」を定めているところであるが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行や現在の施設の状態及び今後の公共施設再配置の検討等を踏まえ、当該方針を以下のとおり改める。

1 原価計算について

本方針策定後に新設、または建替及び長寿命化(大規模修繕)する施設については、その使用料の原価に減価償却費を算入する。

ただし、下記5の本文で「改めて検討する」施設については、この限りではない。

2 各施設の金額設定について

同種の施設において、原価の平均で算出する。

3 受益者負担のあり方について

(1) 施設の設置目的に沿った利用の際の使用料のあり方について

施設名称	使用料について
集会所	施設利用者に応分の負担を求める。
学習等供用施設	
公民館	
老人福祉施設	使用料は設定しない。

(2) サービスの性質に応じた負担割合のあり方について

負担割合は設定しない。

(3) 減免のあり方

真にやむを得ないものに限定する。

基本方針には共通事項を記載する。

4 新規の徴収について

(1) 使用料

施設名称	使用料について
陶芸小屋	施設利用者に応分の負担を求める。
ゲートボール場	
下立野林間こども広場	
芋窪老人集会所	使用料は設定しない。

(2) 手数料

今後、制度改正や新規事業の検討の際に、併せて新規の手数料の必要性について検討する。

5 実施時期について

上記3(1)に記載されている「施設の設置目的に沿った利用の際の使用料」の徴収等については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、実施時期を保留としていたが、今後については将来の維持管理コスト等を踏まえた公共施設再配置計画を策定することから、その動向を見極めた上で、改めて検討することとし、当面実施しない。上記4(1)の施設も同様とする。

なお、改めての検討に際し、必要に応じて「使用料・手数料見直しに係る基本方針」(平成27年6月3日市長決裁)の改定事務を進める。